

# SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

N580  
2019・6・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- テキシアジャパンホールディングスによる投資詐欺……………田中清隆  
—巧妙な手口と全国に広がる膨大な被害
- 森友学園「小学校設立趣意書」不開示処分国賠訴訟大阪地裁勝訴判決…………… 上脇博之  
ホワイト弁護団の活動—そろそろ「語る」から「行動」へ…………… 大川原榮
- 同性婚(婚姻の平等)を求める「結婚の自由をすべての人に」訴訟提訴のご報告…………… 水谷陽子
- 1型糖尿病障害年金支給停止等違法大阪判決の趣旨を無視した……………瓦井剛司  
国の再度の支給停止処分
- 【議長ひとくちトーク】AI時代と個別メール…………… 北村 栄  
～ひと手間かけることの大切さに気づこう

## ロースクールの実情と法曹養成

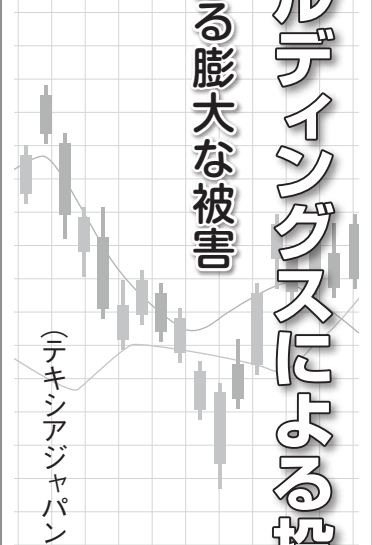
- 法科大学院に求められるもの、そして、法科大学院の課題…………… 高橋良太
- 与党提出の改憲手続法改正案採決と衆参憲法審査会の開催に、断固反対する法律家団体の緊急声明  
(改憲問題対策法律家6団体連絡会)



ウズベキスタンの子ども

# テキシアジアジャパンホールディングスによる投資詐欺

## — 巧妙な手口と全国に広がる膨大な被害



(テキシアジアジャパン被害対策愛知弁護士団団長)

あいち 田中 清隆

### 第1 テキシアジアジャパンホールディングス被害

#### 一一〇番電話相談実施に至る経緯

1 二月三日、テキシアジアジャパンホールディングス株式会社(以下テキシアジアパンといいます)の会長および幹部ら一〇人が詐欺罪または出資法違反で逮捕され、大々的に報道されました。報道によれば、テキシアジアパンは、会長自らが広告塔となり、高配当を派手に宣伝して、広く投資を募り、北海道から沖縄まで全国約一万三千人から何と約四六〇億円もの投資金を集めたにも拘わらず、事業運用の実態が無く、結局配当は、ほんの一部のみ実施したものの、ほとんどは実施不能のまま、破綻してしまったと言われています。

2 会長らの逮捕報道以来、多数の被害者から警察に対し、テキシアジアパンによる被害の訴え

とともに、被害の回復を求める声が寄せられ、被害者の民事的救済の要請が高まりました。特に愛知県では、愛知県警が捜査の中心であったこともあり、早急な対応を迫られていました。そこで愛知県弁護士会では、被害者救済の方策を検討するための前提として、まずは被害の実態を把握する必要があるため、電話によるテキシアジアパン被害一一〇番を実施することとしました。

### 第2 電話による一一〇番の実施状況

#### 1 実施主体

本件は、被害状況が極めて大規模であることが明らかであるうえ、当初の報道では、逮捕者の中に地元の暴力団員が含まれており、テキシアジアパンが集めた資金の一部がその暴力団に流れている疑いもあって、暴力団に対する責任追及の可能

性も考えられたことから、消費者委員会と民事介入暴力対策委員会が協力して、両委員会の共催により一一〇番を実施することになりました(もっとも、その後暴力団員は不起訴となり暴力団との関係は明らかになっていません)。相談員は消費者委員会および民事介入暴力対策委員会の有志二三名で構成されました。

#### 2 相談の実施

相談は三月二〇日(水)午後二時から、午後四時三〇分まで、愛知県弁護士会館の相談室に、四台の専用電話を設置し、常時五名以上の相談員が待機して、交替で電話に出る方法で実施しました。

#### 3 相談件数

一一〇番当日は、五名の相談員全員が、受話器

を置く間もないほど電話がかかりきりの状態となり、愛知県内だけでなく、全国一九都道府県から、合計五七件の被害相談が寄せられました。

#### 4 相談者の年齢層

相談者の年齢層は、年齢不明の七名を除くと相談があった被害者のうち七割以上が六〇代以上の高齢者で、八〇代以上も八名おられました。

#### 5 被害額(投資額)

投資被害額は、過半数が一〇〇万円以上三〇〇万円未満でしたが、一〇〇〇万円を超える投資をした方も九名あり、最高額は八〇〇〇万円でした(ただし配当金やマージンを受領している場合、実被害額はその分減少しますが、配当金やマージンの額等は明確でない場合が多いので、とりあえず出資額を被害額とします)。

6 この二〇番実施の結果をふまえ、愛知県弁護士会では、「テキシアジャパン被害対策愛知弁護団」を民暴委員会と消費者委員会の委員合計二九名で結成しました。

### 第3 その他の相談を含む

#### 現在の相談状況

一一〇番実施後も弁護団や警察に、さらなる相

談を求める問合せが多数寄せられており引き続き弁護団による電話相談を継続実施しておりますが、五月二七日現在の状況は以下のとおりです(数字には前記二〇番における相談数も含みます)。

#### ① 相談数合計

一〇五件

#### ② 相談者の所在

愛知県

二九件

三重県・岐阜県

各八件

東京都

七件

滋賀県

六件

兵庫県・岡山県

各五件

大阪府・石川県・愛媛県

各四件

北海道

三件

沖縄県ほか二〇県

各二件または一件

#### ③ 被害額

(合計三都道府県)

一〇〇万円未満

一九件

一〇〇万円～三〇〇万円未満

三三件

三〇〇万円～五〇〇万円未満

二一件

五〇〇万円～一〇〇〇万円未満

一五件

一〇〇〇万円～二〇〇〇万円未満

一三件

二〇〇〇万円以上

四件

不明

八件

### 第4 本件の特殊性

本件は、被害総額が膨大であること、全国に被害

害が広がっていることにおいて、過去に例をみないものであるうえ、その組織形態や手口等において、いくつかの特徴を有しています。五段階のピラミッド型組織を形成して役割分担し、勧誘実績に従ってネズミ講型の収益分配を行っていました。勧誘集会の場では、会長が芸能人や神主のごとく振る舞って参加者の心をひきつけたり、末端の勧誘者には罪の意識は全く無く、あたかも新興宗教において、信者が新たに信者を誘うように信者仲間作りのような意識で勧誘したようです。従って、被害者が他の被害者との関係では、結果的に加害者になっているケースも多く見られます。

### 第5 今後の進行

この件に関しその後、一〇名の逮捕者のうち、一名の暴力団員を除く九名が起訴され、刑事事件の最初の公判が七月二日に名古屋地裁で開かれます。当弁護団としては、膨大な被害額のうち、一六〇〇万円ほどしか発見されていないなかで、どうやって回収資源を見出すかが最大の課題ですが、刑事事件からの情報も活用しつつ、民事手続による被害回復に全力を挙げて行く決意です。

# 森友学園「小学校設立趣意書」不開示処分

## 国賠訴訟 大阪地裁勝訴判決

兵庫県 かみわき 上脇 ひろし 博之 (神戸学院大学法学部教授)

### 一 本件訴訟(第三次訴訟)提起に至るまで

財務省は小学校の新設を目指していた森友学園に国有地を売り払っていた。同学園が新設する「瑞穂の国記念小学校」の名誉校長には、安倍晋三首相の妻・昭恵氏が就任する予定だった。不審に感じた木村真・豊中市議は森友学園への国有地の売払い価格の開示請求をしたところ、同省近畿財務局は不開示処分にした。そこで木村議員は二〇一七年二月八日にその不開示処分の取消を求める情報公開訴訟を提起した。その訴訟提起直後の同月一〇日に近畿財務局は当該価格が一億三四〇〇万円だったことを公表したが、それは近隣地の売払い価格の一〇分の程度だった。

安倍晋三首相は同月一七日「国有地売却や学校認可に」私や妻が関係していたことになれば首相も国会議員も辞める」と国会で発言。この発言以降、財務省理財局の総務課長は、内密に、国有財産審理及び近畿財務局の財務部長に対し、総理夫人、夫人付き職員の名前の入った書類の存否の確認を求め、佐川理財局長は同月二四日に森友学園との交渉(応接)記録が廃棄されていなかったにもかかわらず「交渉記録は廃棄した」と虚偽の答弁

を行い、財務省は国有地賃貸・売払の際に財務省が作成した各決裁文書を改ざんしていた。

私は森友学園への国有地売払いについて「適正な対価」なくして国有地を譲渡することを禁止している財政法に違反するのではないかとの疑念を抱き、二〇一七年三月二日近畿財務局に対し「森友学園との交渉・面談記録」など多くの文書を情報公開請求。この請求に対し近畿財務局は、同年五月二日「交渉・面談記録」も開示すると決定したが、実際に開示された行政文書を確認したところ、「交渉・面談記録」は一枚もなかった。同年六月六日大阪地裁に「交渉・面談記録」等の開示を求めて大阪地裁に提訴した(第一次訴訟)。

また、「国有地低額譲渡の真相解明を求める弁護士・研究者の会」(代表・阪口徳雄弁護士、後に共同代表・菅野園子弁護士。同年四月二〇日結成)の一員として活動に参加し、刑事告発等の活動を本格化させた。私が原告の訴訟では、同会の弁護士有志により弁護士団(弁護士長・阪口徳雄弁護士)が結成された。

私は同年五月一〇日付で近畿財務局に対し森友学園の「小学校設置趣意書」等の情報公開を請求した。しかし、近畿財務局は同年七月一〇日「小学校設置趣意書」につき、その表題の小学校名を不開示にし、その本文を全部不開示にした。その

理由は「経営上のノウハウが書かれている」から、  
というもので、法人等に関する情報又は事業を営  
む個人の当該事業に関する情報のうち、「公にす  
ることにし、当該法人等又は当該個人の権利、  
競争上の地位その他正当な利益を害するおそれの  
あるもの」という不開示情報(情報公開法五条二  
号イ)に該当するというものだった。

そこで私は同年一月二日、その不開示処分  
の取消を求めて大阪地裁に提訴した(第二次訴  
訟)。すると、森友学園の管財人は同学園が小学  
校を開設しないので全部開示してかまわないと判  
断したため同年一月二四日近畿財務局長は森友  
学園の「開成小学校設置趣意書」を全部開示した。  
ところが、そこには「経営上のノウハウ」は一切書  
かれていなかった。

## 二 本件訴訟(第三次訴訟)提起と 「当たり前」の原告勝訴判決

そこで私は同年一月三〇日不開示事由がない  
にもかかわらず不開示にした処分が違法であった  
として国に二〇万円余りの賠償を求め大阪地裁  
に提訴した(第三次訴訟)。

本件訴訟で今年三月一四日大阪地裁(第七民事  
部)は、①不開示処分が情報公開法上違法であ

り、かつ②国家賠償法上の違法であり、③故意の  
認定はされなかったものの過失があったと認定し、  
国に五万五〇〇〇円を賠償するよう命じた。以上  
のうち、①③について簡単に紹介しておこう。

まず前記①について。本件文書(小学校設置趣  
意書)の本文の内容は、「そもそも、学校法人とし  
ての経営戦略に関する情報としては概括的かつ抽  
象的なものにとどまり、小学校の運営・経営上の  
ノウハウというべきものではない上、その程度の  
情報は、既に、実質的に公にされていたと認めら  
れるから、これが公にされた場合に、森友学園の  
権利、競争上の地位その他正当な利益を害する蓋  
然性があつたとは到底いえない」。

また、本件文書の小学校名についても、「森友  
学園にとつて殊更に秘密にすべき情報であつたと  
は考え難い」などとして、「本件小学校名を公にし  
た場合に、……森友学園の競争上の地位が害され  
ることになるとは到底考えられなかった。したが  
つて、「本件不開示部分の情報は、情報公開法五  
条二号イ所定の不開示情報に該当しない」。

次に前記②について。「近畿財務局長等は、何  
ら合理的な根拠がないにもかかわらず、本件不開  
示部分記載の情報が不開示情報に該当するとの誤  
った判断をしたものといわざるを得ず、職務上通  
常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然

と本件不開示決定をしたと認めるほかない」から、  
「近畿財務局長等が本件不開示部分を不開示とし  
たことについて、国家賠償法一条一項の違法があつ  
たものと認められる」。

最後に前記③について。「近畿財務局長等が本  
件不開示部分を不開示にしたことにつき過失があ  
ると認められ、これを覆すに足りる事情は見当た  
らない」が、「故意に前記判断をしたと認めるに足  
りる証拠はない」。

以上が判決の概要である。故意が認定されなかつたのは残念だが、原告の主張のほとんどが認容され、「全面勝訴判決」と評価しても過言ではない判決内容だった。

同月二八日までに国は控訴を断念した。翌二九日、原告・弁護士一同は、「あまりにも非常識な行為を控訴して、これ以上の恥の上塗りを避けたのであろう。当然の処置である。それにしてもや」と森友問題で国民の常識が通用したことを歓迎したい」などとする内容のコメントをマスコミに発表した(詳細については、上脇博之「森友学園」小学校設立趣意書「不開示国家賠償訴訟と大阪地裁全面勝訴判決」『法と民主主義』五三七号・二〇一九年四月号四四〜四七頁)。

# ホワイト弁護団の活動

## —そろそろ「語る」から「行動」へ

東京 大川原 栄

### 1 この間の活動

ホワイト弁護団自体は五年以上に結成され、その活動の延長上に「一般社団法人ホワイト認証推進機構」が設立されて三年目に入ったところで、

企業・団体がホワイト企業であること（＝労働法制を実際の運用上も遵守していること）を証明するものが「ホワイト認証」であり、ホワイト認証は労務管理等に関するいわば「デューデリ」（デューデリジェンス＝適正評価手続）に基づく評価の一つと言えます。

### 2 「左派」は「語る」から「行動」へ

昨今「左派はそろそろ経済を語ろう」ということが注目されているようですが、現実社会に生きる法律家が「経済を語る」ことは極めて重要だと

思います。

ただ、その際に「語る」とは何を意味しているのが肝要なのではないでしょうか。「語る」が「語っただけで終わり」では全く意味がありません。「語る」＝「行動」ではないかと考えてます。

諸々の問題に関する「意見書」や「政策提言」をよく目にしますが、その際に、それらの書面の名宛人が誰であり、その書面を出すことの効果として何を期待しているのが気になります。仮にそれらの書面が政策作成担当者に向けられたものであれば、本当にその書面の内容が受け入れられるのかどうか、受け入れられない場合にはその後どのような行動するかまでを考え抜いたものでなければ、結局のところ「俺たちは言うべきことを言ったのだから、それを採用しないのは担当者の問題であり、後は俺たちの責任ではない」という自己満足の書面でしかないと思えます。

### 3 労働法制内容の実現の手法

#### （ホワイト弁護団の方向性）

「働き方改革」を含む労働法制等については、相多数の「意見書」「提言」が作成されており、その内容は「そのとおり」と思うものが少なくないですが、その提案内容が法制化されない現段階において、法律家は現実社会でどうすれば良いのでしょうか。

個別労働者の労働相談があれば、現行法制の下で可能な救済策（交渉・裁判等）を講じることになり、それで個別事件の解決が図れますが、その時のベースになるのはあくまでも現行法制なのです。現行法制はいろいろな問題点を持ちつつも、「労働者の権利擁護」の基盤になっている事実があり、同時に、その現行法制すら遵守されていないのが現実の世界です。

その現実の世界に生きる法律家は、労働者だけ

ではなく経営者と向き合う機会が少なくないと考えております。その際、法律家は経営者とのように向き合っているのでしょうか。取引上のトラブルというような相談があれば、契約法に基づいて解決の方策を探って助言し、場合によっては受任をしてトラブルの解決を図るはずで、労働事件の経営者側の相談であれば、現行法制とそれぞれの会社の経営実態等を踏まえた個別解決を図るはずで、

法律家は、そのトラブル解決の後にその経営者との関係をどのようにしているのでしょうか。事件解決で終わりでしようか。政策提言を行い、あ

るいはそれを支持する法律家として、それで終わっては明らかに不十分です。法律家は、現行の労働法制に問題点があるとしつつも、その遵守が労働者の権利擁護のみならず企業・団体の合理的経営に資することについて、政策提言を行う熱意を持って「語る」べきであり、必要があれば労務管理の改善提案という「行動」を起こすべきではないかと強く考えています。その経営者が顧問先であれば、当然に尚更です。逃げるあるいは二枚舌は駄目です。

まずは、現行法制の遵守こそが、企業・団体の中長期的な合理的発展を考えた場合に必要不可

欠であることを語れるかどうか、経営者を説得できるかどうかです。経営者の説得は不要であり、経営者を権力的契機(罰則)を持って縛れば足りると考えているのであれば別ですが、事実と論理を持って経営者の説得に責任を持つことが現実社会に生きる法律家の役割だと強く思います。

そして、労働法制の遵守(あるいは政策提言の先取り)によって企業・団体が一層活性化して発展するという事実(立法事実)があつてこそ、次の「政策提言」が説得力を持つに至るのであり、ホワイト弁護士は、このような思いを持ちつつ、引き続き地道に活動を継続していきます。

# 同性婚(婚姻の平等)を求める「結婚の自由をすべての人に」訴訟 提訴のご報告



東京 水谷 陽子

## 一 提訴の概要

二〇一九年一月四日、東京、札幌、名古屋、大阪で計三組の同性カップル(現在は二組)が、同

性どうしの結婚ができないのは憲法違反であるとして、国家賠償請求訴訟を提訴しました。私を含め多くの会員が、LGBTの人権課題に取り組む非会員の弁護士とも力をあわせ、奮闘しています!

同性どうしのカップルにも、結婚をする選択肢も、しない選択肢も平等に保障されることを目指す、という思いで、「結婚の自由をすべての人に」訴訟と名付けました。

## 二 同性どうしの婚姻ができないことによる重大な不利益

なぜ同性どうしの結婚を目指すのか？それは、次のとおり、様々な不利益・苦しみがあるからです。

### (1) 生活の様々な局面での困難

#### ① 法制度の枠から外されてしまうこと

同性カップルの一方が亡くなった場合に、当然、遺されたパートナーは相続できません。亡くなった方の名義の家・マンションに住んでいた場合、そこに住み続けることができなくなってしまう。税制面では、配偶者控除が受けられません。国際カップルの場合には、外国籍の方が配偶者としての在留許可をとることができません。

一方の子どもを共同で育てているというカップルでは、もう一方が親権者になることができません。

#### ② 民間サービスでも……

同性カップルでは部屋が借りられない、一方が部屋を借りる際の保証人になれない、病院で「家族」として治療状況の説明を受けたり手術の同意をしたりできない、職場で家族として扶養手当等が支給されないなど、様々な不利益を受けています。

#### (2) 「承認」がなされない精神的な苦しみ

近年、多様な性のあり方について、真摯な報道や様々なドラマなどの作品が生まれ、理解が進んでいるという側面もありますが、まだまだ無理解

や差別・偏見が根深く残っています。

そんな社会の中では、差別や偏見に傷つく、自分のセクシュアリティを不本意ながら隠さざるをえない、自分自身が自分の性のあり方を受け入れられず苦悩する、という苦しみを抱える方も少なくありません。そのような今の社会において、「結婚という選択肢がない」ということは、暗に「フツー」じゃない性のあり方を歓迎しない」というメッセージを生んでしまっています。

異性どうしのカップルと同様に同性どうしで結婚できることになれば、同性どうしのカップルそのものの社会的承認を促すだけでなく、同性どうしのカップルが「見える存在」になることで、多様な性のあり方全体への理解が進むことになるでしょう。

### (3) ちなみに……自治体の「同性パートナーシップ制度」では解決できない？

二〇一九年五月現在で、二〇の自治体が「同性パートナーシップ制度」を施行しています。制度の概要は自治体により色々です。同性どうしの二人が自らをカップルであることを宣誓すれば、宣誓したことを証明する書類を発行するものや、任意後見契約や、パートナーであることを合意する公正証書による契約があることを要件に二人のパートナー関係を証明する書類を発行するものもあります。

この制度の広がりには多様な性のあり方への理解

を大いに促しています。ですが、この制度で解決できる具体的な困難は多くはありません。自治体の制度では、その自治体内の公的サービスで「家族」として扱われる、その自治体内の民間事業者に理解・協力を求める、という限定的な効果しかないからです。

## 三 憲法上の人権を侵害するものであること

私たちは、以下の二つの構成で「同性婚できないこと」の違憲性を主張しています。

### ① 「結婚の自由」の侵害

婚姻するか否かという選択肢は、個人がその人らしく生き、自己実現するための重要なものです。憲法二四条一項はこの価値を踏まえ、結婚の合意をした両当事者が国家や第三者に干渉されることなく、その合意のみによって婚姻制度を利用できる自由を規定したものであると考えています。同性どうしであるという理由で結婚の選択肢を制限することは、この自由の侵害にあたります。

### ② 平等権の侵害

憲法一四条は、性別による差別を禁止しており、この「性別」には、性的指向がどのような性別に向いているかという「性のあり方」も含まれます。異性カップルであれば婚姻制度を利用する選択肢があるのに、同性どうしのカップルには選択



肢がないということに、合理的な理由などありません。したがって、同性婚ができないことは、平等権の侵害にあたります。

#### 四 運動面での工夫

弁護士とは別に、「MARRIAGE FOR ALL JAPAN」結婚の自由をすべての人に」という団体を立ち上げました。弁護団の有志も加わりつつ、訴訟を応援してくれる広報に長けた方や、撮影技術がある方、英文翻訳ができる方など様々な人が加わってもらい、期日のお知らせ・傍聴の呼びかけなどの広報、クラウドファン

ディング、ネット署名、独自のイベント企画などに取り組んでいます。

広報の媒体では、よくあるHPやツイッター、フェイスブックだけでなく、「LINE@」を開設しました。「LINE」というアプリ上で、メルマガのように、お知らせを登録者に一斉送信できるツールです。

弁護士としては、「Ca114」という公益訴訟応援サイトで、クラウドファンディングと、訴訟で提出した書面の掲載や期日の報告・告知をしています。ぜひご覧ください(お読みになっている皆さんのそれぞれの取り組みの参考にもなると思います)。

ます)。

#### 五 皆さんの理解とご協力を

お願いします

いくつかの政党で、同性婚を可能にする民法改正が政策として掲げられるようになりました。立法による解決がされることも目指して、訴訟内外の取り組みを頑張っています。皆様のご理解の下で「同性婚を認めるべき」という世論形成がなるとしても必要です。ネット署名や、クラウドファンディングによるご寄付などで、どうぞご支援ください。



## 一型糖尿病障害年金支給停止等違法大阪判決の趣旨を無視した国の再度の支給停止処分

大阪 瓦井 剛司

### 1 一型糖尿病障害年金支給停止

#### 処分等取消訴訟

本訴訟は、先天性疾患である一型糖尿病の患者

として障害等級二級を認定され、長年障害年金の支給を受けてきたにも拘わらず、突然、何ら理由の記載のない通知書により、一斉に、障害基礎年金の支給停止処分及び支給停止解除申請を認め

ない処分(以下「支給停止処分等」といいます。)を受けた原告九名が、障害基礎年金の支給再開を求めていた訴訟です。本訴訟では、本件停止処分等の違法性として、国民年金法三六条二項の支給停

止要件にあたらぬこと①及び行政手続法二四一条一項本文・八条一項本文の理由の提示がないこと②が争われていました。

①について、国民年金法三六条二項は、「障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなつたとき」に障害年金の支給停止をすることができると定めています。しかし、一型糖尿病は、体内でのインスリン産生がなくなることによつて様々な症状を生じる疾患であり、現時点では治療方法が存在せず症状の改善が見込めません。そのため、長年継続して二級に該当すると認定されてきた原告らの障害の状態が二級よりも軽くなるはずがなく、実際、原告らの障害の状態は、軽くなるどころか重篤化していました。このことを真正面から証明するため、弁護士は、原告らの日々の血糖値データ等を記録・検討する等の立証の準備を進めていました。

また、②について、行政手続法が理由の提示を求める趣旨は、行政の恣意の抑制及び処分を受ける者の不服申立の便宜の点にあります。原告らへの通知書には、何ら支給停止処分の理由が記載されていませんでした。

本件訴訟において、裁判所は、国に対し、再三、支給停止処分等の実質的な理由を説明・提示するよう求めました。ところが、国は、最後まで具体的な釈明を一切行いませんでした。国の態度

は、単に通知書に理由の記載がなかったに止まらず、記載できる具体的理由がそもそも存在しないことを明らかにするものでした。

## 2 大阪地裁勝訴判決

大阪地方裁判所第二民事部は、二〇一九年四月一日、原告らに対する支給停止処分等を違法であるとして取り消すという、画期的な原告勝訴判決を言い渡しました。

本判決は、原告らの迅速な権利救済を可能とするため、審理に時間を要する①の点の審理に及ぶことなく、あえて②の理由の提示がないことの違法のみを分離して取り上げて本判決(中間判決)を行ったものです。裁判所は、国がまともに理由を示すこととできないのに恣意的に不合理な支給停止処分等をしたと判断し、「障害基礎年金は受給権者にとつて生活設計の礎である」とし、「処分によつて被る不利益の重大性に見合った十分な理由を提示すべきであったにもかかわらず、国は、『結論のみを示したものと評されてもやむを得ないほど簡素』な通知書でもつて原告らに対し障害基礎年金の支給を停止したとし、このような処分は違法であると認定しました。

## 3 国の不当かつ背信的対応

大阪地裁判決は、国が控訴して争つたところ

で、この判断が覆ることはあり得ないと思える内容でした。ところが、控訴して争つても勝ち目がないと見るや、国は、控訴はしない方針はとりつても、本件裁判でまったく明らかにすることのできなかつた理由を後付けすることで、再度、支給打ち切り、あるいは支給再開を認めない処分をとる旨弁護士に通知してきました。そして、実際に、二〇一九年五月、原告らのもとに再度の不支給処分通知書を送付してきたのです。

これにより、原告らの支給停止状態はさらに継続することとなりました。これは、原告らの早期救済を図つた裁判所の意図を完全に無視するものです。国が、このような同一理由による再処分を行う可能性があることを本件訴訟中に明らかにしていれば、裁判所は、理由の提示がないことの違法②のみならず、そもそも支給停止要件に該当しないこと①についても審理判断していたことは確実です。国の対応は、このような審理の機会を奪い不当に救済を遅延させる背信的なものです。

また、いくら行政手続法違反で処分が取り消されても、理由を後付けして再処分できるとなれば、司法の違法判断は手続を振り出しに戻すだけのものとなり、同法の存在意義は否定されてしまいます。

国の対応は、障害基礎年金の趣旨に反し、原告



## AI時代と 個別メール

～ひと手間かけることの  
大切さに気づこう～

今年の司法試験の最終日、各地の受験会場でのパンフ・チラシ配り、大変ご苦労様でした。プレ研修や事務所訪問、学習会に一人でも多くの受験生が来てくれるといいですね。私達と志を同じくする若い人が仲間になってくれるのともうれしいですが、最近では修習生も売り手市場になっているようです。しかし、当初は偏見もあった人が、プレ研修をしたら俄然変わったということをよく体験します。ただ、知らない団体の学習会やプレ

今年の司法試験の最終日、各地の受験会場でのパンフ・チラシ配り、大変ご苦労様でした。プレ研修や事務所訪問、学習会に一人でも多くの受験生が来てくれるといいですね。私達と志を同じくする若い人が仲間になってくれるのともうれしいですが、最近では修習生も売り手市場になっているようです。しかし、当初は偏見もあった人が、プレ研修をしたら俄然変わったということをよく体験します。ただ、知らない団体の学習会やプレ

今年、司法試験の最終日、各地の受験会場でのパンフ・チラシ配り、大変ご苦労様でした。プレ研修や事務所訪問、学習会に一人でも多くの受験生が来てくれるといいですね。私達と志を同じくする若い人が仲間になってくれるのともうれしいですが、最近では修習生も売り手市場になっているようです。しかし、当初は偏見もあった人が、プレ研修をしたら俄然変わったということをよく体験します。ただ、知らない団体の学習会やプレ

（青法協弁学会合同部会議長 北村 栄）

## 4 再度の取消訴訟及び二次訴訟

勇気を振り絞って提訴し、苦しみを乗り越えて

らの生存権を侵害するものであり、人権侵害にさらには人権侵害を重ねるものであって、到底許されるものではありません。

勝訴にこぎ着けた原告らは、一夜にして再び失意のどん底に突き落とされました。原告らは、せっかく勝訴したにも拘わらず、さらに二重、三重の過酷な負担を強いられることとなったのです。弁護団は、この処分を不服とした新たな取消訴訟を準備しています。原告らも、力を振り絞っ

新たな戦いに立ち向かう決意を固めてくれました。これは、容易なことではなかったと思います。また、原告らと同様の立場の別の患者を原告とした二次訴訟も既に始まっています。今後とも、原告ら及び弁護団の活動をご支援くださいますようお願いいたします。

研修に参加するハードルが高いとの話も参加者本人からよく聴きます。どう対応したらよいでしょうか。二つの大切な方法があると思います。一つは、受験仲間や知り合いから誘ってもらうこと。個別の知り合いの力はすごいです。ぜひ活用しましょう。もう一つは、ひと手間かけることだと思います。今回は紙面の都合上、後者に絞ります。

私も忙しさに負けて一斉メールで出してしまいました。見事に返ってきました。反省をして、応援の言葉も添え、人により少しずつ言葉も変えて一〇人に一〇通のメールを出したところ、九人から返信があるだけでなく、「気にかけていただきありがとうございます。」と三人から言われました。「気にかけてもらって」ともうれしいのです。

# 法科大学院に求められるもの、 そして、法科大学院の課題

京都 高橋 良太

## 1 はじめに

### — 法科大学院において求められるもの

法科大学院は、「専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするもの」で、「法曹の養成のための中核的な教育機関」です（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律二条一号）。また、司法試験において「法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行う」（同条二号）とされています。

これらの法の趣旨からすれば、法曹に必要な学識・能力を有するか否かを判断するのが司法試験であり、法曹に必要な学識・能力を有するといえる水準に、換言すれば、司法試験

合格する水準になるよう大学院生の学識

及び能力を培うのが法科大学院であるといえます。そうすると、法科大学院において最も重要なのは、司法試験に合格する水準になるよう大学院生の学識及び能力を培うことができるものであるか否かという点にあると私個人は考えております。また、実際に法科大学院生は法曹になりたいと考え、法科大学院に入学しているのですから、法科大学院において司法試験の合格に必要な教育がなされているのかについては最も重要な関心事であると感じています。

## 2 法曹養成に必要な教育

### — 司法試験と直結する学びの重要性

私は、二〇一四年に愛知大学法科大学院に未修者コースで入学し、二〇一七年に修了しま

した。同大学院は数ある法科大学院の中でも司法試験の合格率が高いものとなっています。愛知大学法科大学院生の多くは未修者コースにて入学しており、また法科大学院と並行して予備校に通っている院生の割合も他の法科大学院に比べて少ないと思われます。このことから私は愛知大学法科大学院においては、法律の勉強をしてこなかった未修者にとっても司法試験に向けた学習環境の整っている法科大学院であると思っています。

同大学院は、司法試験科目を中心とした教育がなされています。司法試験科目の学習は法曹に必要な学識・能力を修得する最も基盤となるもので、司法試験の合格と直結するものです。二年ないし三年間の大学院における学習では、一般的な法科大学院生は司法試験科目の基礎を習得するだけで精一杯で、それ以上の学習をすることは難しい法科大学院生も多いのではないかというのが実感です。しかし、法科大学院においては司法試験の合格（すなわち法曹に必要な学識・能力の修得）と結びつきのない授業・講義を行ったり、課題を出されたりするなどして、法科大学院生に徒に負担が課されることもしばしばです。司法試験科目の基礎を習得するだけで精一杯の一般的な法科大学院生はそのような負担を欲

## ロースクールの実情と 法曹養成

ことにより、法曹となるに必要な基礎の学習を徹底的に行おうとする姿勢を活かすことが可能となっているといえるでしょう。大学院生の多いロースクールもあります。少人数ならではの教育のしかた、法曹養成のあり方がありと私を感じています。

### 4 法科大学院の不人気

#### — 法科大学院の課題

してはいないのでしょうか。愛知法科大学院が司法試験の合格率が高いのは、司法試験に直結する学習、法曹となるに必要な基礎の学習を徹底的に行おうとする姿勢にあるように思います。私個人は、このような姿勢が法科大学院に求められるもので、法曹になりたい法科大学院生が求めるものであると感じています。

### 3 少人数の法科大学院の長所

愛知法科大学院は少人数の法科大学院です。それによって、教員からは一人一人の院生の学習状況を把握することができる状態にあり、大学院生は適切な教育を受けることができましたのだと感じます。そして、少人数であるために、大学院生の勉強に対する貪欲な姿勢にも教員が応えることができる環境があると感じています。少人数制をとる

近年、司法試験受験者数が減少しています。この現象の原因を法曹の魅力が薄れているなどと分析されることもあります。しかし、司法試験の合格率が高くない法科大学院が多いため、法科大学院に入学しても合格できない可能性も高く、また、法科大学院の授業料など司法試験の合格を目指すコストは極めて多いものであるため、そもそも法科大学院に入学して司法試験の合格を目指すという選択肢自体が極めて大きなりスクを伴っていることが司法試験受験者の減少の理由であり、法科大学院の不人気の理由なのではないでしょうか。そのような意味では、法科大学院において司法試験の合格率を高水準に保つことと司法試験の合格を目指すコストを抑えることが、法科大学院の人気を回復させるのに重要だと思つています。しかし、現在、大学院はこのどちらにおいても成功していない大学院が多いのが現状で、法科大学院の乗り越えるべき重要な課題であるといえるでしょう。

そのような意味で、法科大学院において最も重要なのは司法試験に合格する水準になるよう大学院生の学識及び能力を培うことがで

きるものであるか否かという点に尽きるようになるでしょう。

また、法科大学院生に対する司法試験の合格を目指すコストに関する援助は極めて十分であるといえます。法科大学院を修了しても、奨学金の返済に追われている修了生が多いのが現状でしょう。その上、司法試験の合格しない可能性も大きいとなれば、法科大学院が魅力的にみえる大学生が減少するのは必然的ではないでしょうか。法科大学院の人気を回復させるためには、法科大学院生に対する金銭的・資金的援助というのも極めて重要なことだと思われまます。

私自身は、法科大学院に入ってよかったと感じています。しかし、現在、法科大学院の数は減少傾向にあります。今こそ、法科大学院は乗り越えるべき課題と真剣に向き合わなければならぬときなのではないでしょうか。

## 改憲問題対策法律家六団体連絡会◎緊急声明

与党提出の改憲手続法改正案採決と衆参憲法審査会の開催に、  
断固反対する法律家団体の緊急声明

二〇一九年五月二七日

改憲問題対策法律家六団体連絡会

社会文化法律センター 代表理事 宮里 邦雄

自由法曹団 団 長 船尾 徹

青年法律家協会弁護士学者合同部会

議 長 北村 栄

日本国際法律家協会 会 長 大熊 政一

日本反核法律家協会 会 長 佐々木猛也

日本民主法律家協会 理 事 長 右崎 正博

はじめに

自由民主党や日本維新の会などは、継続審議となつている「日本国憲法の改正手続きに関する法律」（以下「改憲手続法」という。）改正案の今国会成立を狙い、衆議院憲法審査会での審議・採決を強行する構

えを崩していない。自民党は夏の参議院選の公約に自衛隊明記の九条改憲案など四項目の改憲案を列記し「早期の憲法改正を目指す」こと、継続審議となつてい改憲手続法の早期成立を目指すことを明記する調整を進めていると報道されている。

改憲問題対策法律家六団体連絡会は、自民党四項目改憲案に強く反対し、改憲手続法改正案の採決と現時点の衆参両院の憲法審査会の開催に断固として反対するものである。

## 1 安倍自民党による改憲発議を許してはならない

— 自民党九条改憲案は九条二項を空文化させて海外での戦争を可能にする

自民党九条改憲案は、「前条の規定は、わが国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力

組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。…」とするもので、明らかに憲法九条二項の空文化を狙うものである。「必要な自衛の措置」の名目でフルスペックの集団的自衛権の行使が憲法上可能となり、憲法の平和主義の原理を葬り、アメリカ軍の指揮の下で何時でもどこでも海外で戦争ができる国へ転換を図るものである。これらの本質を隠し、「自衛隊の任務・権限は変わらない」などと国民を欺き、安倍首相の主導のもと数の力で九条の改憲発議を行う暴挙を許してはならない。

また、自民党の緊急事態条項に関する改憲案は、軍事的な緊急事態における内閣の権限拡大と人権の大幅な制限に利用される危険性がある。大地震などの自然災害に対応するためであれば、すでに災害対策基本法や大規模地震対策特別措置法などによって規定されており、緊急事態条項に関する改憲の必要

性はない。

合区解消の改憲案は、憲法の基本原理である国民主権や普遍的価値を有する平等原則を著しく損なうものである。合区にかかわる問題の解消は、議員の総定数の見直しや選挙制度の抜本的な改革など法律改正で実現できるのであり、改憲は必要ない。

自民党の教育に関する改憲案は、教育が「国の未来を切り拓く上で極めて重要な役割を担う」として教育への国家介入を正当化する危険がある。教育の充実は、国会と内閣がその気になれば、法律や予算措置で可能であり、改憲は必要ない。

以上のとおり、自民党の四項目改憲案は、いずれも改憲の必要性・合理性を欠くうえに、日本国憲法の基本原理である平和主義、国民主権、基本的人権の尊重を破壊するものであり、安倍自民党による改憲発議を断じて許してはならない。

## 2 国民不在のまま、安倍自民党改憲のための

### 憲法審査会を開催してはならない

安倍首相は、内閣総理大臣の資格に基づいて憲法改正を推進する主張を繰り返している。「憲法尊重擁護義務」（憲法九十九条）を負う首相や国会議員が改憲を主導することは憲法に違反する。憲法改正は、国民の中から憲法改正を求める意見が大きく発せられ、世論が成熟した場合に限り行われるべきものである。

今、国民の中で改憲を望むのは少数であり世論は全く熟していない。

憲法によって公権力を制約し、国民の権利・自由を保障するのが立憲主義である。憲法に拘束される権力の側が、国民を差し置いて憲法改正を声高に叫び、発議に向けた憲法審査会の開催を「ワイルド」に野党に迫るようなときは、憲法審査会が安倍自民党四項目改憲のために悪用されることを十分に警戒しなければならぬ。立憲主義を守るために憲法審査会を開催してはならない。

また、安倍首相は二〇二〇年に新しい憲法を施行すると明言して改憲ありきの立場であり、これまでの政府与党の政治手法に鑑みれば、現時点で憲法審査会を開催した場合、事実に基づく慎重な議論が行われることは期待できず、強引な議論で多数派の要望のみが実現される危険性が極めて高い。憲法審査会の伝統たる「熟議による合意形成」を尊重するのであれば、事実に基づく議論が期待できない現在の政治状況において、憲法審査会を開催すべきではない。

## 3 改憲手続法改正案は重大な欠陥があり、

### このまま成立させてはならない

継続審議となっている与党提出の改憲手続法改正案は、名簿の閲覧、在外名簿の登録、共通投票所、期日前投票、洋上投票、繰り延べ投票、投票所への

同伴の七項目で、二〇一六年に成立した公職選挙法改正の内容にそらえて国民「投票環境を向上させる」ためなどと与党は説明する。しかし、投票環境の後退を招くもの（期日前投票時間の短縮、繰り延べ投票期日の告示期限の短縮）も含まれていたり、郵便投票の対象の拡大については見送りとされている。何より、テレビ・ラジオの有料広告規制が、投票前二週間の投票運動のみに限定されていて、「国民投票を金で買う」危険性が考慮されていない本質的な欠陥があるほか、公務員・教育者に対する規制の問題、最低投票率の問題が全く解決されていない重大な欠陥のある法案である。

二〇〇七年五月の成立時において参議院で一八項目の附帯決議、二〇一四年六月の一部改正の際にも衆議院憲法審査会で七項目、参議院憲法審査会で二〇項目の改善を約束した附帯決議がなされているほか、日本弁護士連合会をはじめとする法律家・法律家団体からも早急な見直しが求められている。このように重大な欠陥のある法案を急ぎ成立させる理由は全くない。それは、安倍首相が目指す臨時国会での改憲四項目発議の環境を整えるものでしかない。

## 各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

### 【憲法委員会】

6月27日(木)10時～ 青法協事務局

### 【修習生委員会】

7月26日(金)10時半～ 青法協事務局

### 【広報委員会】

7月31日(水)17時～ 宮本智法律事務所

## 会員のみなさまへ 青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協メーリングリストは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局(bengaku@seihokyo.jp)まで、アドレスをお送り下さい。

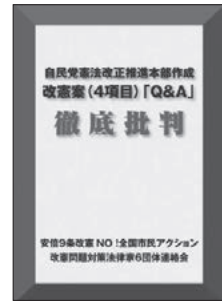
## お知らせ

### 「自民党憲法改正推進本部作成 改憲案(4項目)『Q&A』徹底批判」 販売中

改憲問題対策法律家6団体連絡会で、本年2月20日付で自民党員らに配布された自民党憲法改正推進本部作成の「日本国憲法改正の考え方～『条文イメージ(たき台素案)』Q&A～」に対する徹底批判をまとめました。

昨年5月に出版した「〔解説〕自民党改憲案の問題点と危険性」と合わせてご活用下さい。宣伝・拡散のご協力をお願い致します。お申込みは本部事務局まで。

頒価100円 A5判 28頁



## 編集後記

▼先日、一通の悲しいニュースが飛び込んできた。仙台市八木山動物園にいる日本最高齢のゴリラのドンが亡くなったという。享年五〇歳。ゴリラとしては相当長生きしたようだ。▼

かつて動物園の動物の訃報に触れたとき、いつも動物は幸せだったのかという事を考えてしまった。少しの罪悪感を伴って。ところが、近年、動物の研究が進み動物園も大きく変わってきている。従来の見世物としての動物園から人と共存する動物がいる動物園といったような方向性に、そして、動物が自然界にいるようにふるまえる豊かに暮らせるような、人のためであると同時に動物のための施設としての動物園が増えていこうと思う。▼その陰には、獣医や飼育員など動物園運営に携わる献身的な人々、生き物を深く愛する人々がいる。動物園の主人公は、動物だけではなくそういった人々々々もあるのだ。▼六月に開かれる定時総会は北海道で開催される。北海道の円山動物園は国内でも有数の人氣動物園であるが、上述のことを強く感じられる場所でもあるだろう。▼ともあれ今は、ドンの死を罪悪感を覚えず悼むことができることに感謝したい。

(磯部たな)